新潟県災害福祉広域支援ネットワーク協議会
災害福祉支援チーム設置運営要領

（目的）

第１　この要領は、新潟県災害福祉広域支援ネットワーク協議会（以下「協議会」という。）の災害福祉支援チーム（以下「チーム」という。）の設置及び運営等に関し、必要な事項を定める。

（チームの設置）

第２　チームは、新潟県内を次の表の５つの地区に分けて、地区ごとに設置する。

区分	地　区　構　成　市　町　村
第1地区	村上市、新発田市、胎内市、関川村、粟島浦村、聖籠町、阿賀野市、五泉市、阿賀町
第2地区	新潟市、佐渡市
第3地区	三条市、加茂市、見附市、燕市、田上町、弥彦村、長岡市、出雲崎町
第4地区	小千谷市、魚沼市、南魚沼市、湯沢町、十日町市、津南町
第5地区	柏崎市、刈羽村、上越市、妙高市、糸魚川市

（チームの構成員）

第３　チームは、原則として、福祉、保健、医療関係の資格等を有する、次の各号に掲げる者であって、チーム員推薦書（様式1）により、協議会の構成団体（以下単に「構成団体」という。）の長からチーム員として推薦された者、又は、チーム員活動協力申出書（様式2）により、チーム員として協力することを申し出た者をもって構成する。ただし、当該各号以外の者から、チーム員活動希望申出書（様式 3）により、チーム員として活動することを希望する旨の申出があった場合はこの限りでない。

（１）協議会を構成する事業者団体の会員施設･事業所等に勤務する者であって、チーム員として活動することについて、当該会員施設･事業所等の長から承認を受けた者

（２）協議会を構成する職能団体の会員（施設･事業所等に勤務する会員にあっては、チーム員として活動することについて、当該施設･事業所等の長から承認を受けた者）

２　協議会は、前項のチーム構成員をチーム員として登録する。なお、登録の事務等については、別に定める。

（チームの活動等）

第４　チームが行う活動は、次の各号に掲げる活動とする。

（１）先遣活動

被災情報の把握・報告、被災市町村への福祉的助言など

（２）アセスメント型支援活動

福祉ニーズの把握、スクリーニングの実施、相談への対応、応急的ケアの実施、福祉

的課題への対応など

（３）サービス型支援活動

マンパワーの供給による直接的サービスを中心とした支援など

２　チームの派遣先は、避難所、福祉避難所、その他災害発生時において要配慮者を受け入れる施設（以下「避難所等」という。）及び先遣活動を行う被災地域とする。

３　チーム派遣による支援活動期間は、原則として、発災後１週間程度とする。ただし、必要に応じて期間を延長することができる。なお、チームごとの派遣期間は、概ね 2 日から 5 日間程度とする。

４　派遣先において活動するチーム（以下「派遣チーム」という。）には、チームの活動を統括するチームリーダーを置く。

（チームの派遣等）

第５　チームは、行政機関からの支援要請、構成団体からの情報、被害状況等を総合的に勘案し、協議会の会長（以下単に「会長」という。）が必要と認めたときに派遣する。

２　会長は、チームを派遣するときは、チーム員に派遣支援活動への参加を要請する。当該チーム員が施設･事業所等に所属している場合は、その旨を当該施設･事業所等の長に通知し、所属職員の派遣について協力を求めるものとする。

３　前項の要請を受けたチーム員は、速やかに参加の可否を会長に報告するものとする。

４　会長は、前項の報告に基づいて派遣チームを編成し、チーム員に派遣を指示する。

（チームの指揮命令）

第６　派遣チームが活動に従事する場合の指揮命令は、原則として、派遣チームの編成に当たって、あらかじめ指定したチームリーダーが行う。ただし、避難所等においては、その管理者等の指示により活動するものとする。

（チームの活動報告）

第７　チームの活動が終了したときは、その活動状況を「チーム活動報告書（様式 4)」により会長に報告する。ただし、災害の状況等により報告書の作成が困難な場合はこの限りでない。

（研修及び訓練等）

第８　協議会は、災害時の福祉支援活動等に必要な知識の習得及び技術の向上を図るため、チーム員を対象とした研修及び訓練を定期的に実施する。

２　チーム員の研修及び訓練への参加に伴う旅費については、当面、協議会が予算の範囲内において支弁する。

（費用負担等）

第９　チームの派遣に要する費用の負担については、県と締結する協定において定める。

（補則）
第１０　この要領の実施に関し必要な事項は、別に定める。

　　附　則
　この要領は、平成２９年9月１２日から施行する。